

和歌山県 商工会報

(題字：木村良樹和歌山県知事)

平成17年

9月号

(隔月1回1日発行)

定価30円

購読料は会費に含まれております

発行所：和歌山県商工会連合会 会長 岩崎健男

和歌山市西汀丁26番地 TEL073 (432) 4661 FAX073 (432) 3561

http://www2.w-shokokai.or.jp Eメール：info@w-shokokai.or.jp



熱心に聴講する役員



北田 通氏
(かつらぎ町商工会長)

理事



小川勝美氏
(岩出町商工会長)

理事



中村 勇氏
(日高町商工会長)

監事



三前雅信氏
(みなべ町商工会長)

理事

(順不同)

新役員のご紹介

県青連主張発表大会 最優秀賞受賞者



熱弁する平岡智秀君

紙面紹介

- 1面 役員研修会・臨時総会、県青連主張発表、ミニ情報
- 2面 シニアアドバイザーセンター設置、エキスパートバンク制度
- 3面 役員研修会、臨時総会、県青連主張発表大会
- 4面 くろしお協議会・オレンジ協議会、育児・介護休業法の改正、毎月勤労統計調査、国勢調査
- 5面 クエフェア、きびとんとん、きのくにUターンフェア
- 6面 専門家に聞く 経営アドバイス
- 7面 企業訪問 みなべ川森林組合
- 8面 団体年金保険特別配当の実施ご案内、大規模小売店舗立地法届出状況、県連メモ、検定試験結果、採石業務管理者試験の案内、金利のお知らせ

- 9月
 - 健康増進普及月間
 - 緑の募金(10月31日)
 - 老人週間(15日～21日)
 - 空の日・空の旬間(20日～30日)
 - 動物愛護週間(20日～26日)
 - 1日 防災の日
 - 9日 敬老の日
 - 15日 秋分の日
 - 20日 秋分の日
 - 23日 秋分の日
- 10月
 - リデュー・スリ・スリサイクル推進月間
 - 法の日・「法の日」週間(10月1日～7日)
 - 全国労働衛生週間(10月1日～7日)
 - 10日 目の愛護デー
 - 10日 体育の日
 - 13日 国際防災の日
 - 18日 統計の日
 - 26日 原子力の日

三
二
情
報

中小企業の経営革新計画作成を

専門家がバックアップ

県連合会に

「シニアアドバイザーセンター」設置

「自社の現状や課題を見極めた
い」

「業績をアップさせたい」

「経営の向上を図りたい」

これらの思いを達成する武器が「中小企業新事業活動促進法」

（略称）にもとづく経営革新計画である。

この計画を県知事が認定することにより、多様な支援を受けることができる。それぞれ別途審査は必要であるが、経営革新補助金、信用保証の特例（別枠設定等）、政府系金融機関の低利融資、販路開拓支援などがある。

認定を受けるには、「新事業活動」と言われる「新たな取り組み」によって経営の向上を目指すことが必要。

この経営革新計画の作成・申請を全面的にバックアップするため、和歌山県商工会連合会では、国の委託を受けて「シニアアドバイザーセンター」を設置した。依頼により中小企業診断士等の専門家による無料相談・アドバイスを受けることができる。

企業秘密は厳守することとな
っている。詳しくは、お近
くの商工会、または県連合会運

営支援室（TEL073・432・4661）へ。



あなたの経営をサポート！
経営・技術を専門家が指導

和歌山県商工会連合会は、経営面・技術面の問題などさまざまな問題に直面する小規模事業者を対象に、深い知識や豊富な経験をもった専門家（エキスパート）を事業所に派遣し、適切な指導・助言を行う「エキスパートバンク」制度を実施している。

制度の流れについては、各商工会が小規模事業者からの要望に応じて、県連合会に派遣申請書を提出。県連合会はその申請書をもとに登録されているエキスパートを事業所に派遣し、具体的・実践的なアドバイスによ

経営革新セミナー

**中小企業の経営革新の必要性を
わかりやすく語ります。**

講師・濱田 智司 氏

(中小企業診断士・社会保険労務士)

10/1 (土) 13:30~16:30

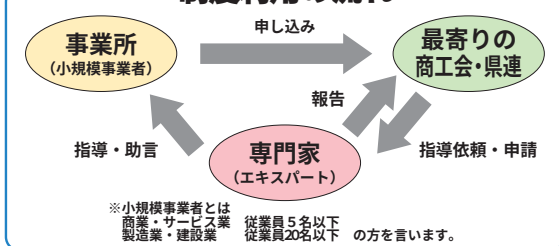
白浜町商工会

10/2 (日) 13:30~16:30

ホテルグランヴィア和歌山6F

**お申し込みは県連合会
(TEL 073・432・4661)へ**

制度利用の流れ



=こんな時にご利用下さい=

- 技術指導を受けて新製品の開発をしたい
- 製品の個性化・高級化を図りたい
- コンピュータの活用を図りたい
- 新しい販売戦略を展開したい
- 照明・ディスプレイ・店舗レイアウトを考えたい
- 生産工程の改善を図りたい
- 経営の合理化、社員教育をしたい など



株式会社 損害保険ジャパン

和歌山総合支社

〒640-8331 和歌山市美園町3-32-1 TEL.073-433-0400

「株式会社損害保険ジャパン」は、安田火災と日産火災が2002年7月1日合併し、誕生した会社です。



僕のがん保険は、
病気もケガも保障する。

○詳細はパンフレット、
ご契約のしおり・約款をご覧ください。
〈引受保険会社〉
自信があります。私の医療保険。

アメリカンファミリー生命

和歌山支社 073-422-6101
〒640-8154 和歌山市六番丁24 ニッセイ和歌山ビル9F
■募集代理店

ノイテス 株式会社

0120-13-8400

〒640-8227 和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所2F
TEL 073 425 0001 TEL 073 428 3650

TEL.073-425-0001 TEL.073-428-2650

AFN廣告-2003-018-0308048 2月21日

商工会合併など 県下の先駆的事例を発表

役員研修会

県商工会連合会は七月二十六、二十七日の両日、白浜町において広域協議会の設立、商工会合併（定款変更合併・新設合併）の先駆的事例発表や商工会の現状や課題、さらに、県内における小企業の景気状況をめぐるマル経資金の動向などをテーマに、平成十七年度第一回商工会役員研修会並びにマル経連絡協議会（国民生活金融公庫和歌山支店・田辺支店と共催）を開催。県下から七十一名が出席、熱心に聴講していた。

初日の二十六日、開会あいさつに立った岩崎県連合会長は、出席者にお礼を述べるとともに、「特に今回の研修テーマは各商工会においても関心の高いものと考えている。商工会のリーダーたる役員は時代の趨勢を的確に把握し、今後の商工会運営に十分活かして欲しい」と期待を込めたあいさつを行った後、講師がそれぞれのテーマについて説明を行った。

「広域協議会を設立して」

くろしお協議会会長

森川 起安 氏
(那智勝浦町商工会会長)

更なる進化を目指す

森川氏は平成十四年に会長に就任して以来、①小さな事でも出来ることから実行する②意思決定のスピードを上げ実行する③二点を信念に商工会運営に携わるとともに、毎月一回、正副会長と事務局との月例会議を開催し、情報の共有化を図っていることを強調

した。また、県下で初めての協議会が設立（平成十六年七月）できた理由として、如何に参画商工会が連携をし、会員に対し公平であり、かつ、喜ばれる事業を行うかを原点に、各種会議において広域連携におけるメリット（補助金の活用が容易、職員の得意分野が活かされる、事務等の効率化）を繰り返し説明を行ったほか、昨年度実施した短期人事交流、講習会、専門家による経営指導事業などの事業について報告を行った。

また、今後の事業展開として「ヤル気のある商工会を目指すため、インターネット販売に取り組むなど各種事業において更なる進化を図っていきたい」と熱っぽく抱負を語った。

「商工会の

定款変更合併にあたって

日高川町商工会会長 水野 浩行 氏



活きた、日々の教訓

水野氏は経営者として、①原点を忘れない②諦めない③慈悲のこころの三点を事業経営の教訓にしていたことが今回一つの商工会が存続し、二商工会が解散するという定款変更方式による三商工会合併に大いに役立った、と強調した。

今回の合併は行政合併が確定となった中で、行政から商工会合併について意向を尋ねられたことに端を発したものであったなど経緯を述べるとともに、各研究部会、さらに合併協議会で審議する課題等に対する調整などを詳細に説明を行った。

また、今後ますます商工会運営が厳しくなる中で、役員には商工会運営に「自覚のある人」「理解がある人」「貢献できる人」などを基本理念として選

任していくべきだ、と示唆したほか、合併の効果としては、5カ月弱で時期尚早であるとしつつも、「専門分野に特化できるようになった」、「巡回回数が増えた」、「商工観光課の設置が図られた」、「青年部・女性部の部員数が増え、活発になった」などの事例報告を行った。

「商工会の 新設合併にあたって」

みなべ町商工会会長 三前 雅信 氏



合併は互譲の精神で

三前氏は二行政が県下でいち早く合併したことに伴い、商工会への補助金カットなど今後の商工会運営や地域商工業者の事業経営に対する危機感を事前に払拭することが必要不可欠であったため、二商工会で合併に向けた協議を行ってきた。旨の経過報告を時系列で説明を行った。

この中で同氏は、元来、二商工会とも梅干関連業者が多く存在しているほか、スタンブシールの発行や風土も似通っていることから、損得勘定を抜きにして「合併への思いは、会員が夢を持てる商工会を目指すこと」を基本理念に互譲の精神で話し合うことを前提としたため、協議がスムーズに運べたこと、の秘訣や正式な成立までには延べ六十五回の会議等を開催し、非常にエネルギーを費やした事業であった、と感慨深く語った。

また、この合併を契機として商工会運営について「継承と改革」をテーマに、良い点は引き継ぎ、改革すべき点は速やかに見直すとともに、行政等と連携を密にし、会員のために着実に前進を図っていききたい、と締めくくった。

4名の役員を補充

臨時総会

県商工会連合会は七月二十六日、白浜町において臨時総会を開催し、「和歌山県商工会連合会小規模事業経営支援事業費補助金交付規則の一部改正」、「欠員に伴う役員の補充選任」の二議案について審議し可決承認された。今回補充選任された役員はつぎのとおり。

【理事】小川勝美（岩出町商工会会長）、北田通（かつらぎ町商工会会長）、三前雅信（みなべ町商工会会長）【監事】中村勇（日高町商工会会長）

県青連 主張発表大会

平岡智秀氏（金屋町）

最優秀賞を受賞

和歌山県商工会青年部連合会は、八月七日（日）、平成十七年度商工会青年部主張発表和歌山県大会並びに商工会青年セミナーを吉備町「きびドーム」で開催した。

開会にあたり、西村誠造和歌山県商工振興課長は「昨年も出席をしたが、大変参考になる意見があった。現在、県では十八年度予算の検討を行っているが、今後もこのような有意義な事業にできるだけ協力していきたい」と来賓の祝辞を述べた。

主張発表大会では、各郡の七名の代表者が、日頃の青年部活動を通じての思いや体験談などを十分間という短い時間の中で熱弁した。審査の結果、「地域に新しい人の流れを生み出すこととは不可能ではなく、商工会青年部の意義はこの地域に生まれて良かったという魅力を発見し、表現し、高めていくことである」と主張した金屋町の平岡智秀氏が最優秀賞を受賞し、優秀賞は高野町の慈幸秀騎氏が選ばれた。

「広域商工会有田オレンジ協議会」設立

有田郡内の5商工会は、平成17年6月2日、有田オレンジ協議会を創立した。県下では昨年7月、東牟婁郡「くろしお協議会」の設立に続き2番目で、5商工会の会長が発起人（代表：武内廣至清水町商工会会長）となり、午後1時から吉備町商工会館で創立総会を開催した。

議案は以下のとおり第1号から5号まで、全会一致で可決承認された。
第1号議案 協定書、申し合わせ事項、規約の決定について
第2号議案 平成17年度事業計画の決定について
第3号議案 平成17年度会費の賦課並びに徴収方法の決定について
第4号議案 平成17年度収支予算の決定について
第5号議案 役員選任について

同協議会では設立後、広域経営改善普及事業計画として、①広域担当職員による管内巡回指導や金融相談を行う、②現在、各商工会単独で行っている事業PRチラシを共同で発行する、③講習会、講演会を共同で開催する、④青年部・女性部活動や特産品販売を広域的に行う、⑤（株）紀州路ありだ（近畿自動車道吉備・湯浅パーキングエリア）に關した広域的な観光対策事業を実施する、などを計画している。

県商工会連合会ではこれからの活動に期待を寄せている。

なお、役員は、以下のとおり選任された。

会 長	武内 廣至（清水町）	
副会長	奥 武行（広川町）	
理 事	吉井源太郎（吉備町）	白子 勝昭（湯浅町）
	前 多加夫（金屋町）	
監 事	若野 宏文（広川町）	岩本 行弘（金屋町）



（創立総会風景）

やる気UPで景気低迷脱却

～くろしお協議会の活動事例～

平成16年7月、和歌山県内で初めての広域連携体制「広域商工会くろしお協議会」（森川起安会長）ができた。この協議会は、那智勝浦町、太地町、古座（当時は古座町）、古座川町、本宮町、熊野川町、北山村の7つの商工会で構成されている。各商工会は従来どおりの活動をしながら、それぞれの商工会の強みを出し合い、連携して経営者の高度で多様な相談に対しても対応していく。

設立した平成16年度の主な事業は、今まで行ってきた集団講習会だけではなく、経営診断士と経営指導員が連携した個別面談を中心に相談事業を行った。参加した企業は14人、延べ36日間をかけ、それぞれの事業の「あるべき姿」を具体化し、新たな経営方針や今できる対策を事業主と経営診断士、指導員が一緒になって考えた。

担当者は「イノベーションよりモチベーション、まずは『やる気』を起こさせることが重要である」と言っている。

今年度は、インターネット販売によるビジネスプランで、長引く景気低迷からの脱却を図っていく。既に月1回のペースでセミナー等を開催していて、参加者は「商工会のセミナーを受けていると、間違いなく売上が伸びる自信ができた。年末大売り出しに照準をあわせ、結果を残したい」と『やる気』を出している。

森川会長は「商工会の役割は事業者の『やる気』を起こさせる事と、その努力のお手伝いをする事である。そして、私たち役員は職員の『やる気』を起こさせる環境作りをする事と理解している。時代はすごいスピードで進んでいるため、毎年同じ事業をしていると時代に取り残される。そのため協議会は、経営者のニーズを的確に把握し、さらに進化し続けなければならない」と語る。

育児・介護休業法改正

仕事と家庭の両立支援対策を充実するために、「育児・介護休業法」が改正され、平成十七年四月一日から施行されています。

① 休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は、育児休業・介護休業がとれます。

② 子が一歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が一歳六か月に達するまで育児休業ができます。

③ 対象家族一人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに一回の介護休業ができます。一期間は通算して（のべ）九十三日までです。

④ 小学校就学前の子を養育する労働者は、一年に五日まで、病欠・けがをした子の看護のために、休暇を取得できます。

毎月勤労統計調査

和歌山県では、厚生労働省所管の毎月勤労統計調査について、事業所名簿作成のために事業所訪問を行います。これは、雇用、労働時間及び労働者数を調査内容とし、労働、経済諸政策などに利用され、調査対象となる事業所を選び出すための準備調査として実施されるものです。指定調査区の地域は和歌山市、海南市、田辺市、高野口町、湯浅町、吉備町で、

税務等ほかの目的に利用されることはありませんので、ご協力ください。問い合わせ先…和歌山県企画部計画局統計課 電話073-441-2388

2005国勢調査

数字から明日の日本をデザイン

○国勢調査は、法律に基づいて行われる人口と世帯に関する最も基本的な統計調査です。

○九月下旬から十月上旬にかけて、国勢調査員が皆さんのお宅へ、調査票の配布と受け取りにうかがいます。

○調査票には、世帯構成や住宅の状況、就業状態、通勤・通学地などを記入していただきます。

○国勢調査の結果は、少子高齢社会への取組や皆さんのまちづくりにかかせられます。

○国勢調査員をはじめとする調査関係者には、守秘義務があり、調査内容の秘密は保護されます。

国勢調査

平成17年10月1日(土)





日高町商工会を中心に構成するクエの町づくり実行委員会は、十月一日（土）、比井崎漁業協同組合市場で「クエ・フェア」を開催する。

毎年約二千人以上の来場者で賑わう同フェアでは、今年もクエ鍋、クエめしが販売されるほか、恒例の巨大クエの解体実演やビンゴゲーム、きき酒大会など楽しいイベント盛りだくさん。

また、例年一月に開催していた「くえマラソン大会」が十一月二十七日（日）に開催される。マラソン大会の申し込みは十月二十一日までとなっており、参加費は一人三千円。体力に自信のある方は参加してみてはどうですか。なお、申込書はHPに掲載されています。【<http://www.2.w-shokokai.or.jp/hidaka/>】

その他、詳しくは日高町商工会 ☎〇七三八（六三）三六一一まで。



吉備町商工会青年部（笠松晶久部長）らで構成するきびどんどん実行委員会は、十月十五日（土）、十六日（日）に花の里河川公園など四カ所で「第八回きびどんどん」を開催する。同イベントは、商工フェスティバ

（クエの解体実演）



（クエ鍋）



ル、フリーマーケット、ふるさと交流会などを統合した同町最大のイベント。前夜祭の十五日には、クラシックカーによるパレード「エッセレバンビーノ」を始め、カップルを盛り上げる「メッセージ花火」や秋の夜空を華やかに彩る幻想的な「しあわせの灯火」を予定。

翌日には、子供に大人気の「魔法戦隊マジレンジャーショー」や「パラグライダー体験」、優勝賞金十萬円の「ダンスどんどん」など様々なイベントを実施予定。

また、同委員会ではフリーマーケットとダンスどんどんへの参加者を募集している。

その他、詳しくは吉備町商工会 ☎〇七三七（五二）五七〇一まで。



県内の雇用促進を図る きのくにUターンフェア開催

和歌山県商工会連合会から構成するきのくにUターンフェア実行委員会は、八月十三日（土）、和歌山市「ホテルグランヴィア和歌山」で新卒者及び一般者を対象にUターンフェアを開催した。

同フェアは今年で二十回目を迎え、お盆の帰省の時期に合わせていることもあり、六十五企業が出展し、参加者数は四百九十二名であった。

同フェア実行委員会の塩路会長は開会あいさつの中で、「県内の雇用促進、雇用の機会増大のために、地元企業を始め、関係団体の積極的なご支援・ご協力を賜りたい」と述べた。

また、同時に合同説明会も開催され、今回、七社から「求める人材」や「企業内容」などの説明が行われた他、相談コーナーや職業興味検査などのブースも設けられ、厳しい状況ではあるが、自分を求めてくれる企業が見つかればと参加者は熱心に耳を傾けていた。



専門家に聞く



経営 アドバイス

税理士・中小企業診断士
社会保険労務士

水城 実 氏

商法改正について(1)

今年は、ここ数年来つづけて改正が行われている商法について、ついに大きな改正案が国会を通過しました。

施行は平成18年4月に予定されています。中小企業の経営にも関係してくる点も多々ありますので、特にそうした点をピックアップして改正の内容について紹介させていただきます。

1円の資本金で会社がつくれるようになります

改正の目玉として、これまでの最低資本金(株式会社は一千万円、有限会社は三百万円)といったルールがなくなります。極端なケースでしたら1円でも資本金として、会社設立が可能になったのです。

今でも、「確認会社」という形で、特別に法律で認められたケース(創業者であることなど)においては、1円の資本金でも会社設立が可能になっています。しかし、「確認会社」においては、その定款に「五年以内に本来の資本まで増資します」と約束しないといけませんでした。今回の改正で、創業者に限らず、誰でも1円で会社を作れるようになりました。ちなみに、今の「確認会社」については、改正によって「増資」しなくても存続できるようになると見られています。しかし、定款の「増資の約束」の記載事項を変更(削除)するなどの手続きが必要になります。

配当についての制約

しかし、この資本金の規制がなくなったと同時に、配当金については、新しいルールが設けられました。すなわち、純資産(自己資本)が三百万円ないと、利益の配当はできないというものです。少ない資本金で設立した会社でしたら、自己資本が充実するまで、しばらく配当はお預けになりそうです。

設立時の銀行の「保管証明」が「残高証明」でOKになります(発起設立のケース)

今まで、会社をつくる際には、銀行に「別段預金」といった資本金を預ける口座をつくってもらい、確かに預かりましたといった「保管証明」を発行してもらわないと

設立の登記が出来ませんでした。これは、銀行付き合いの少ない方にとっては一つのハードルになっていたと思います。(すぐに対応してもらえないケースもありました)これが、「残高証明」でもよくなったということです。「残高証明」は単に、預金口座にいくらあるといった証明ですから、特に審査などもなく、スムーズに発行していただけます。

ちなみに、「発起設立」とは一般に中小企業でよく採用される形で、発起人が集まって出資して作る会社です。これに対し「募集設立」とは、発起人以外に、外に出資者を募って資本を集める方法です。取締役が一人でも株式会社を作れます

もちろん、有限会社といった形態でしたら、これまでも一人の取締役で設立できました。しかし、次回でふれますが、改正後は、有限会社は作れなくなります。

これまで株式会社では、最低でも取締役が三人、監査役が一人必要でした。それが、一人の取締役でも株式会社が設立できるようになったのです。しかし、正確には全ての株式会社が対象ではなく、「譲渡制限タイプの中小会社」が、この適用を受けられます。「譲渡制限タイプ」とは、株式の譲渡について(例えば取締役会などの)承認を得なければならぬといった会社です。そして、中小会社とは、改正後においては、大会社

でない会社(資本金五億円未満で、かつ、負債総額二百億円未満の会社)のことを指します。

おそらく、今まで多くの中小企業では、この「譲渡制限」が適用されています(謄本などで確認してみてください)ので、そうなる役員数は一人でも良いことになります。

類似商号がなくなります

会社を作るときに、「同じ地域(法務局管内など)に、同じ目的をもった、同じ(よく似た)名称の会社」は設立できませんでした。たまに商号調査をしないで設立を進めてしまうと、「この会社名は(使われているので)使えません。」といわれることもありましたが、こうした制約がなくなりますので、気にせずに好きな名称が使えます。前の商法改正で、ローマ字表記なども認められましたので、自由なバラエティに富んだ会社名が出てきそうです。

以上、一部改正の内容を見てきましたが、次回は「有限会社はなくなるのか?」「新しく認められたLLC(合同会社)」、LLP(有限責任事業組合制度)とは?」など、中小企業の経営に関係するものについて、紹介させていただきます。

水城会計事務所

〒640-0183 和歌山市西汀丁26番地
県経済センタービル7階
〇七三(四)二八 八一五一
e-mail:mihou@nane.or.jp

企業訪問

みなべ川森林組合

右から松本信明代表理事
組合長、松本貢参事

● 森林組合の紹介をしてください。
組合員数は何人ですか。

▲ 旧南部川村で面積三反以上の山林等を所有している人たちが「山を守る」という目的のもとに組合を作りました。現在は、七百四十二人が組合に加入しています。ただし、山を守る、旧南部川村を守ることに賛同してくれた人は、準組合員として加入をお願いしています。市町村合併があり、みなべ町となったので、旧南部町の方々に組合加入を呼びかけているところです。また、組合員を助けるためにＩターン事業や緑の雇用事業を活用し、労働を補っています。

旧南部川村長の働きかけで地域の産品を造り、村おこしをということで「備長炭」をＰＲすることや組合員のために販売する目的で平成三年にこの施設ができました。

● 備長炭を販売されたきっかけは何ですか。客層はどうですか。

▲ 最初は組合員等に家庭で使う燃料と

して大量販売していました。しかし、新聞・テレビ等のマスコミで備長炭のを取り上げられ、問い合わせと注文が相次いだため、一般向けの少量販売をしました。備長炭を販売した結果、「よく眠れる」、「アトピーが少し治った」など反響があり、お客様の声をダイレクトに聞けるのは嬉しいことでした。

● 備長炭関連商品を紹介して下さい。

▲ 炊飯浄水用備長炭ミニパックが一般的によく売られています。他に備長炭ミニ風鈴（写真左）や備長炭と和紙を使用したランプ（写真下）がありますが、新製品として、頭皮の洗浄トリートメント効果のあるヘアシャンプー「酢炭梅（ス

育てよう、緑の地球 守ってあげよう、子供たちのために！

備長炭ミニ風鈴



タンバイ）がー押しです。また、「びんちようタン（写真右）」が最近インターネットで注目を浴びています。イラストレーターの江草天仁さんが二年前に創作、白い着物を着た女の子の頭に備長炭が乗っている擬人化したキャラクターです。

● 何かこだわりがあれば教えてください

▲ 森林組合として、地域の雇用・労働力を助けることを考えて、地域にとって必要な組合、地域に求められる組合をモットーにしています。地域のために「初心忘れず、べからず」でありたいと思います。

● 商工会の活用はどのようにしていますか。



▲酢炭梅、びんちようタン

すか。具体的な活用があれば教えてください。

▲ 商工会には、販売のノウハウやいろんな情報を絶えずもらっています。相談にも乗って頂き、新製品開発のヒントや市場調査も手伝っていただきました。そして地域の情報発信基地としてこれまで以上にがんばってもらい、新しい「みなべ町」を良くするために森林組合、行政とともにみなべ町全体で何ができるかを考えていきたいと思っています。

● これからチャレンジしたいことや展望があれば教えてください。

▲ 新しいみなべ町をアピールするために、南高梅と備長炭を掛け合わせたみなべ町オリジナル商品やブランド化を考えていきたい。地域の人に愛される商品は、地域以外でも愛されます。山や自然を活かすアイデアを出して、街おこしを考え、新しいみなべ町となった合併の意味を考えていきたい。それぞれの役割を担ったJA、商工会、組合、行政等が力を合わせてより良くしていくお手伝いができればと思います。

備長炭と和紙のコラランプ



みなべ川森林組合

〒645-0201 日高郡みなべ町清川1267
TEL 0739-76-2014 FAX 0739-76-2015
URL <http://www.kishu-binchotan.jp>

団体年金保険「第1回特別配当」の実施ご案内

～拠出型企業年金保険ご加入の皆様へ～

ご加入者の皆様には、旧協栄生命保険(株)の破綻の折、多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたが、おかげさまで社業も順調に推移し、旧協栄生命保険(株)の更正計画により、いわゆる保険料の積立金である特定責任準備金等の削減が行われた231万件のご契約を対象に「特別配当」を行うことになりました。今回行う「特別配当」は特定責任準備金等の削減額2,174億円(条件変更時の削減額は2,791億円)に対して、762億円を還元させていただくものです。

これもひとえに、長年にわたるご契約者様、提携団体の会員の皆様の強力なご支援、ご愛顧の賜物と深く感謝しております。今後ともお客様の声に耳を傾け、お客様に焦点を合わせた質の高いサービスを提供して参る所存です。

今般行う「特別配当」について、以下のとおりご説明申し上げます。

ジブラルタ生命保険株式会社 2005年8月

【特別配当】について

特別配当は、旧協栄生命の更正計画に基づく「契約条件の変更に関する特則」により実施します。特別配当は、契約条件の変更により特定責任準備金等(※1)の削減を受けた個人保険・団体年金保険に対して行う配当です。

一般の保険契約に対して実施することのある事業年度毎の通常配当や、消滅時の特別配当とは全く異なります。

なお、「特別配当」は、更正計画で選任された検査人の承認を得たうえで実施しております。

(※1) 主契約や特約の責任準備金、前納保険料、契約者配当金をいいます。

対象のご契約について

契約条件の変更により特定責任準備金等の削減を受けたご契約(※2)のうち、「計算基準日」(2005年3月31日)時点で有効継続中の契約が第1回特別配当の割当ての対象となります。なお、「計算基準日」において既に解約されたご契約、シェアダウンされた部分は特別配当の対象外となります。

(※2) ご契約とは、ジブラルタ生命と団体(契約者)との間で締結している団体年金保険契約のことを指します。

ご契約者(団体)から各加入者への特別配当の分配について

特定責任準備金等の削減を受けた加入者・年金据置者および年金受給者のうち、計算基準日以降初めて到来する契約(団体)の契約応答日(財政決算日の翌日)(※3)に、以下のいずれかの状態である方に対し、契約者(団体)に割当てられた特別配当がそれぞれの方法により分配されます。

- ①有効継続中の加入者 : 保険料積立金の積み増し
- ②年金延期(据置)中の据置者 : 保険料積立金の積み増し
- ③年金受給中の受給者 : 現金支払または年金買増し

(注) 団体の契約応答日(財政決算日の翌日)より前に下記の取扱いとなった場合は分配の対象外となります。

- ①年齢到来による脱退で一時金受取をした場合
- ②死亡による脱退で一時金受取をした場合
- ③中途脱退により一時金受取をした場合
- ④年金支払期間終了の場合
- ⑤掛金未入による脱退の場合

労使で就職の支援をします

和歌山県地域労使就職支援機構

事業内容 求職者ガイダンス・セミナー等の実施・新卒予定者への就職支援
ミスマッチ解消・ワークシェアリング導入への取り組み

構成団体 連合和歌山・経営者協会・商工会議所連合会・商工会連合会・中小企業団体中央会

事業者の方の求人登録をお待ちしています。詳しくは支援機構まで

〒640-8227 和歌山市西汀26(県経済センター4F)

TEL: 073-402-2111 FAX: 073-425-5086

Eメール: roushi.s.s.k@carrot.ne.jp

URL: http://www.waroushi.jp

【新設】
・和歌山市「ニトリ和歌山店(仮称)」
【変更】
・橋本市「オークワ橋本林間店(駐車場の収容台数変更)」
・橋本市「オークワ橋本隅田店(駐車場の位置及び収容台数等変更)」
・粉河町「オークワ粉河店(駐車場の収容台数等変更)」
・岩出町「オークワミレニアシティ岩出店(駐車場の収容台数変更)」
・新宮市「オークワペーシティ新宮店(駐車場の収容台数変更)」
・和歌山市「ホームセンターコーナン和歌山中の島店(駐車場の出入口の変更等)」
・岩出町「岩出ショッピングシティ(開・閉店時刻変更等)」

大規模小売店舗
立地法に基づく
届出状況

連合会メモ

【九月】
八日(九) 近青連交流会・主張発表大会(福井県あわら市)
十八日 珠算検定(和歌山市)

【十月】
四日(五) 第八回商工会女性部全国大会(新潟大会)
五日 小売商(販売士)検定(和歌山市)

合格おめでとう

【珠算検定】
第百三十七回全国商工会珠算検定試験(平成十七年六月十九日実施)は、県内で三十三名の方が申し込みされ、うち合格者は十九名でした。

【小売商(販売士)検定】
第五十六回三級小売商(販売士)検定試験が平成十七年七月九日に実施され「森脇弘美さん(桃山町)」が合格されました。

平成17年度採石業管理責任者試験の案内

- 一 試験実施場所
和歌山県民文化会館四階中会議室
- 二 試験実施期日及び時間
平成十七年十月十四日(金)
午前10時～正午
- 三 受験願書の提出期間
平成十七年九月十二日(月)～二十一日(木)まで
- 四 問い合わせ先
和歌山県庁県土整備部河川・下水道局砂防課 TEL: 073-731-4411 三十一 一七 または、和歌山県内各振興局建設部管理課

金利のお知らせ

商工貯蓄共済融資制度……………(平成17年現在) 9月1日現在
信用保証料……………(年) 一・〇％
小企業等経営改善資金融資制度……………(年) 一・三五％
国民生活金融公庫普通貸付……………(年) 一・六〇％

人が好き。地球が好き。旅がスキ。 近畿日本ツーリスト

和歌山支店 (073) 431-7221

〒640-8044 和歌山市板屋町2番地の1(大同生命ビル1F)

支店長 瀧本 厚志

■営業時間/平日 10:00～18:00 土曜 10:00～18:00
日曜・祝日は休業

国土交通大臣登録一般旅行業第20号 日本旅行業協会会員



がんばる企業を「信用保証」で応援します。

広がる夢のおこつだい

和歌山県信用保証協会

http://www.cgc-wakayama.jp/

本 所: 〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地 TEL.073(423)2255(大代表)
田辺支所: 〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘24番15号 TEL.0739(22)4666(代表)

